

## 連結納税の達人(平成25年度版 以降)

### fromキーパー財務19(減価償却) 運用ガイド

この度は、「連結納税の達人(平成25年度版 以降) fromキーパー財務19(減価償却)」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「連結納税の達人(平成25年度版 以降) fromキーパー財務19(減価償却)」は、株式会社シスプラの「キーパー財務」の会計データを「連結納税の達人[個社処理用]」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「連結納税の達人(平成25年度版 以降) fromキーパー財務19(減価償却)」のインストール手順や操作手順について説明しています。



## 目次

|                                                   |           |
|---------------------------------------------------|-----------|
| <b>1.対応製品</b>                                     | <b>3</b>  |
| <b>2.動作環境</b>                                     | <b>4</b>  |
| <b>3.インストール方法</b>                                 | <b>5</b>  |
| パターン①「達人Cube」からアップデートする場合                         | 5         |
| パターン②「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合                   | 9         |
| <b>4.運用方法</b>                                     | <b>11</b> |
| パターン①                                             |           |
| 「キーパー財務」と「連結納税の達人 [個社処理用]」が同一コンピュータにインストールされている場合 | 11        |
| パターン②                                             |           |
| 「キーパー財務」と「連結納税の達人 [個社処理用]」が別のコンピュータにインストールされている場合 | 12        |
| <b>5.操作方法</b>                                     | <b>13</b> |
| パターン①                                             |           |
| 「キーパー財務」と「連結納税の達人 [個社処理用]」が同一コンピュータにインストールされている場合 | 13        |
| パターン②                                             |           |
| 「キーパー財務」と「連結納税の達人 [個社処理用]」が別のコンピュータにインストールされている場合 | 18        |
| <b>6.連動対象項目</b>                                   | <b>26</b> |
| 「キーパー財務」から連動するデータ (連動元)                           | 26        |
| 「連結納税の達人 [個社処理用]」に連動するデータ (連動先)                   | 27        |
| 別表十六 (一)                                          | 28        |
| 別表十六 (二)                                          | 29        |
| 別表十六 (四)                                          | 30        |
| 別表十六 (六)                                          | 31        |
| 別表十六 (七)                                          | 32        |
| 別表十六 (八)                                          | 33        |
| <b>7.アンインストール方法</b>                               | <b>34</b> |
| <b>8.著作権・免責等に関する注意事項</b>                          | <b>35</b> |

## 1.対応製品

「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」に対応するNTTデータの対応製品及び株式会社シスプラの対応製品は以下のとおりです。

| 会社名        | 対応製品                                         |
|------------|----------------------------------------------|
| 株式会社NTTデータ | 連結納税の達人（平成30年度版）[個社処理用] Professional Edition |
| 株式会社シスプラ   | キーパー財務19                                     |

## 2.動作環境

「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」に必要な動作環境は「1. 対応製品」（P.3）に記載の株式会社シスブラの「対応製品」と同様です。



### 注意

- 「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」（P.3）に記載の株式会社シスブラの「対応製品」がインストールされている必要があります。
- 「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」の起動中に、「キーパー財務」の起動、及びアンインストールを行うことができません。

## 3.インストール方法

「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。



### 注意

インストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

### パターン①

#### 「達人Cube」からアップデートする場合

#### 1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



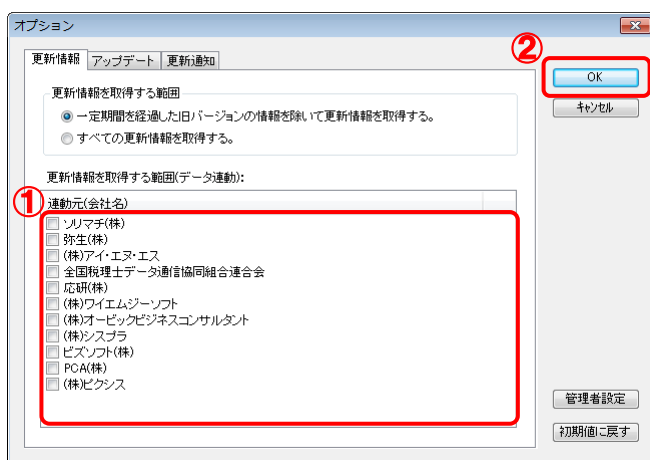
「アップデート」画面が表示されます。

## 2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

## 3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



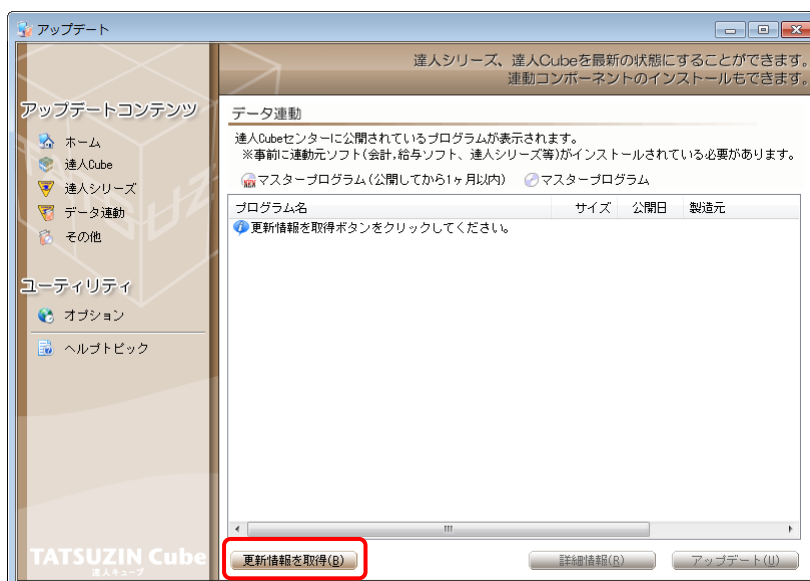
[アップデート] 画面に戻ります。

## 4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



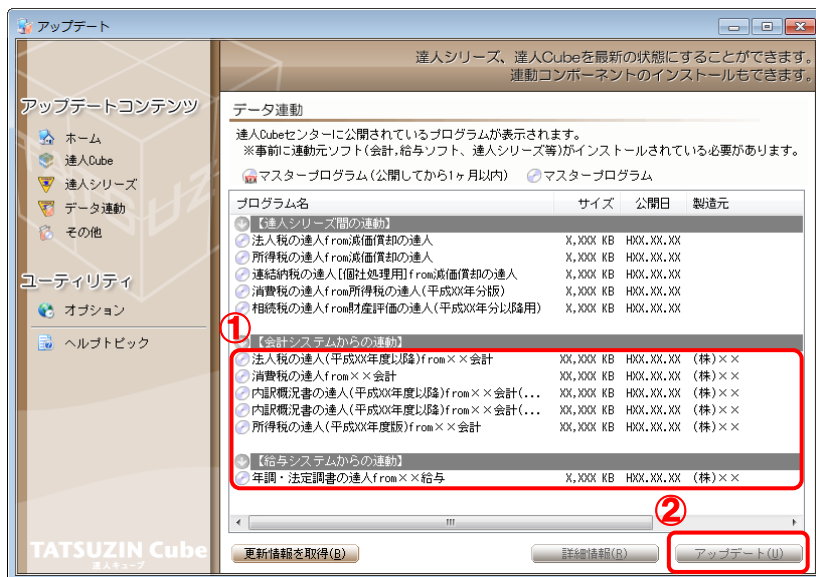
[データ連動] 画面が表示されます。

## 5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

## 6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[セットアップウィザード] 画面が表示されます。

## 7. [次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の指定] 画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は[参照] ボタンをクリックします。

## 8. インストール先のフォルダを指定し、[次へ]ボタンをクリックします。

[インストール準備完了] 画面が表示されます。

## 9. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

## 10. [セットアップウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「連結納税の達人(平成25年度版 以降) fromキーパー財務19(減価償却)」のインストールは完了です。

## パターン②

### 「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ ([http://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou\\_download.html](http://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html))を開きます。



2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。  
該当の連動会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。
3. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。  
該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。
4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。  
画面の一番下に通知バーが表示されます。
5. [保存]ボタンの右端にある[▼]ボタンをクリックし、表示されるメニュー[名前を付けて保存]をクリックします。  
[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

- 6.** 保存する場所を指定し、[保存]ボタンをクリックします。  
保存する場所に指定した場所に、ファイルがダウンロードされます。
- 7.** 手順6でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。  
[セットアップウィザード] 画面が表示されます。
- 8.** [次へ]ボタンをクリックします。  
[インストール先の指定] 画面が表示されます。  
※ インストール先を変更する場合は[参照] ボタンをクリックします。
- 9.** インストール先のフォルダを指定し、[次へ]ボタンをクリックします。  
[インストール準備完了] 画面が表示されます。
- 10.** [インストール]ボタンをクリックします。  
インストールが開始されます。
- 11.** [セットアップウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」のインストールは完了です。

## 4.運用方法

「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」は、「キーパー財務」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「キーパー財務」と「連結納税の達人〔個社処理用〕」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

### パターン①

#### 「キーパー財務」と「連結納税の達人〔個社処理用〕」が同一コンピュータにインストールされている場合

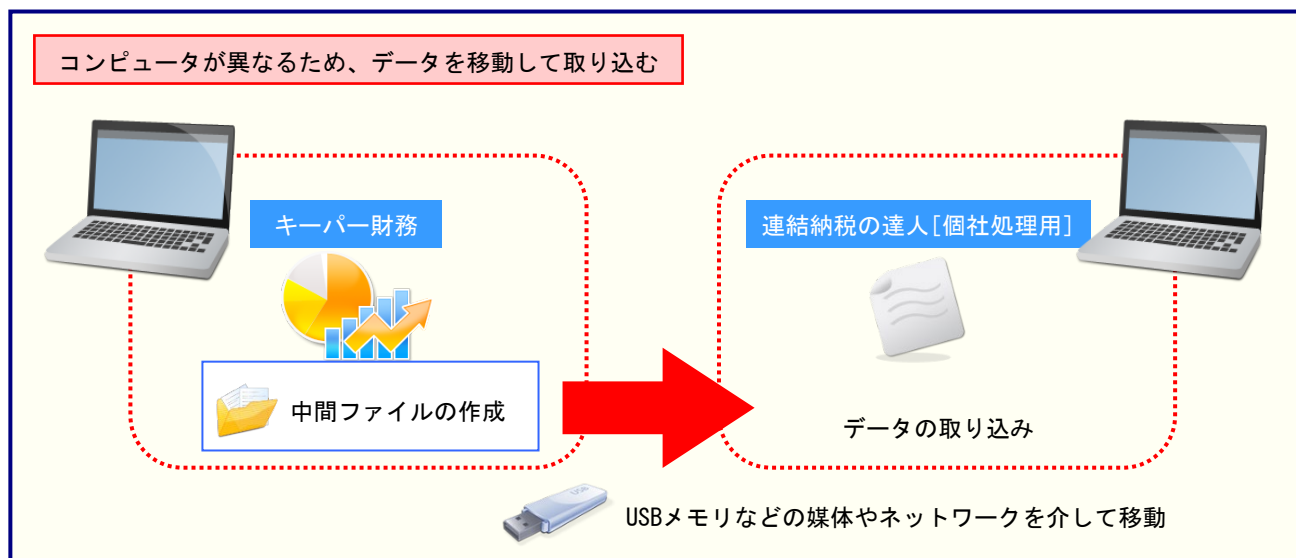
「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」で作成された中間ファイルを直接「連結納税の達人〔個社処理用〕」に取り込みます。



## パターン②

### 「キーパー財務」と「連結納税の達人[個社処理用]」が別のコンピュータにインストールされている場合

「キーパー財務」がインストールされているコンピュータで中間ファイルを作成し、「連結納税の達人[個社処理用]」がインストールされているコンピュータで取り込みます。



## 5.操作方法

「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」を使って、以下の手順で連動します。

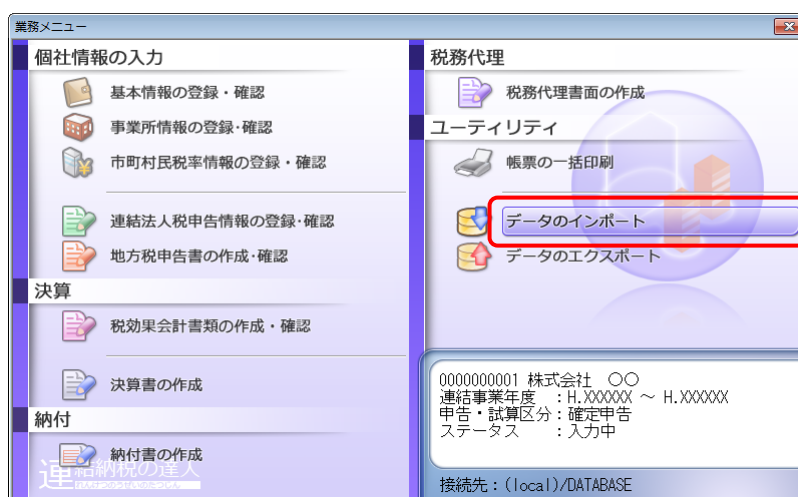
事前に「6.連動対象項目」（P.26）を必ずお読みください。

操作手順は、「キーパー財務」と「連結納税の達人〔個社処理用〕」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

### パターン①

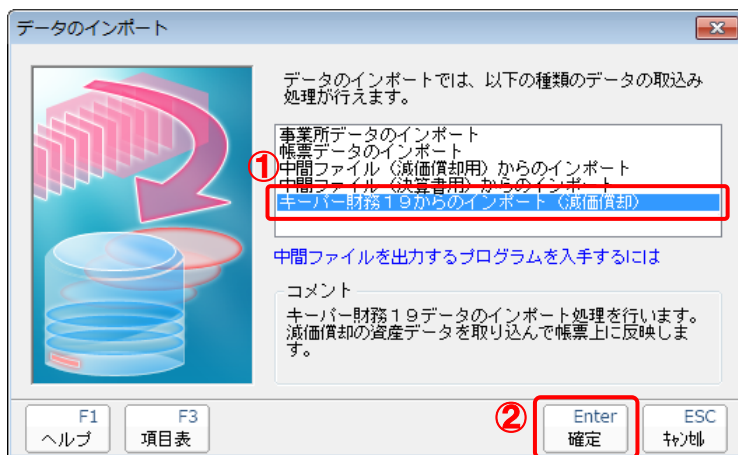
「キーパー財務」と「連結納税の達人〔個社処理用〕」が同一コンピュータにインストールされている場合

1. 「連結納税の達人〔個社処理用〕」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



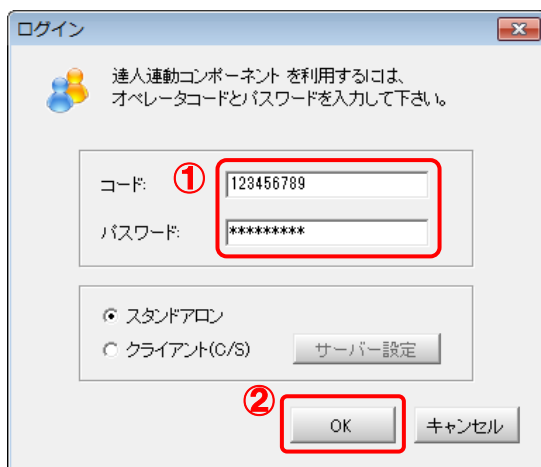
「データのインポート」画面が表示されます。

2. [キーパー財務19からのインポート(減価償却)]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



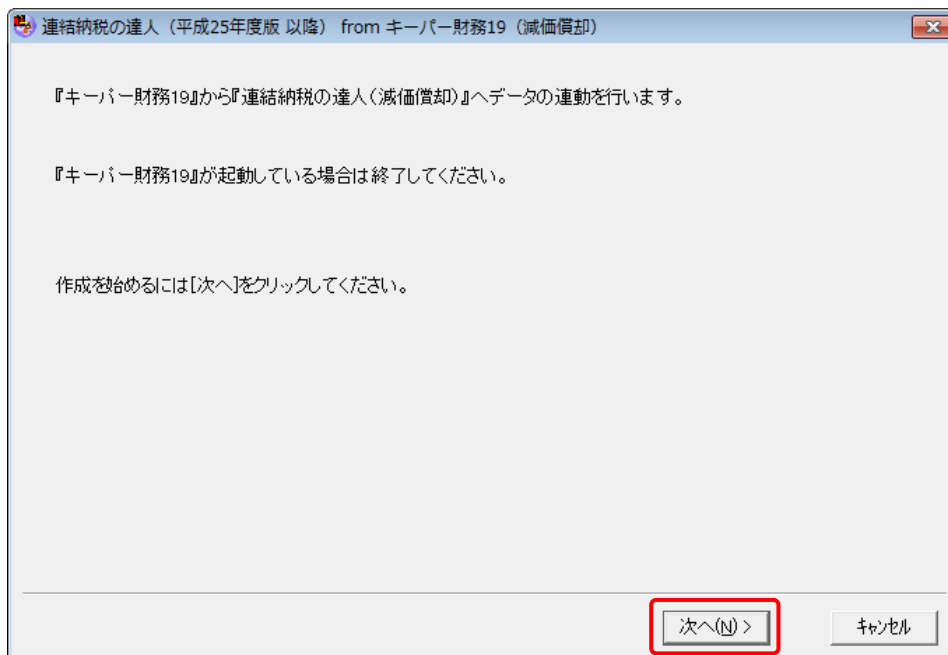
[ログイン] 画面が表示されます。

3. 「キーパー財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



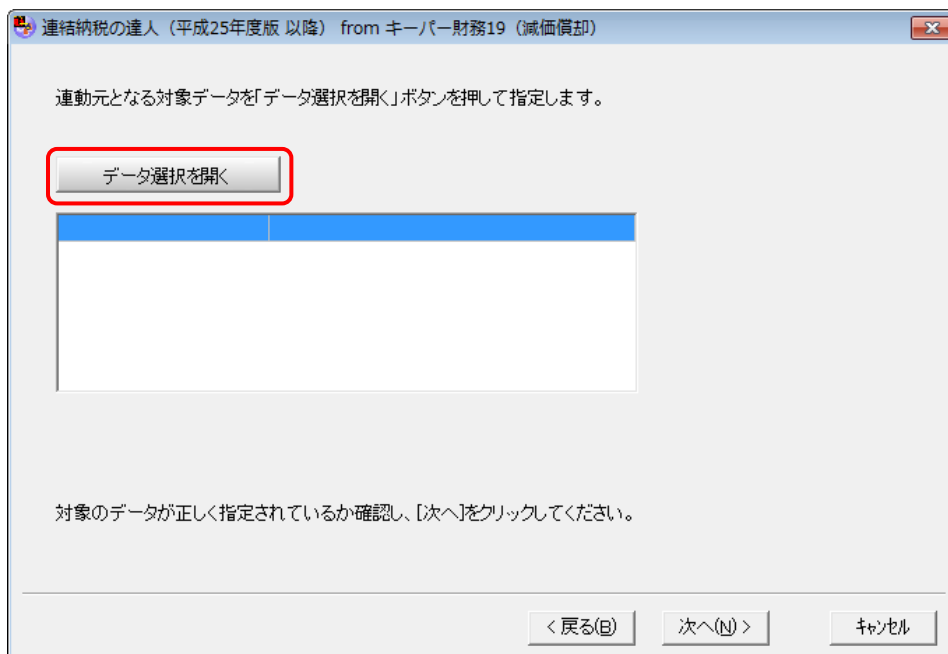
[連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)] 画面が表示されます。

## 4. [次へ]ボタンをクリックします。



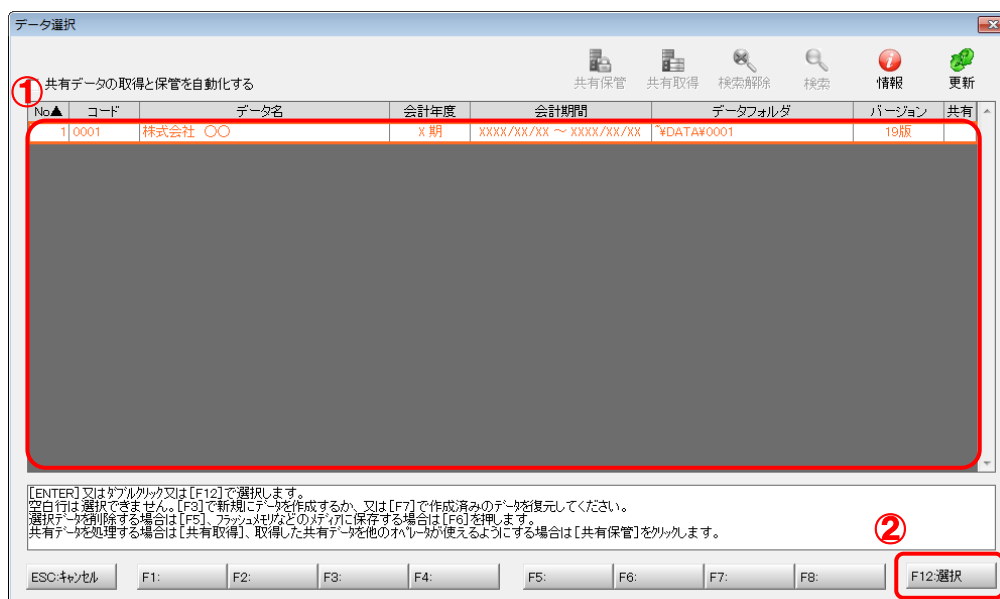
対象データの指定画面が表示されます。

## 5. [データ選択を開く]ボタンをクリックします。



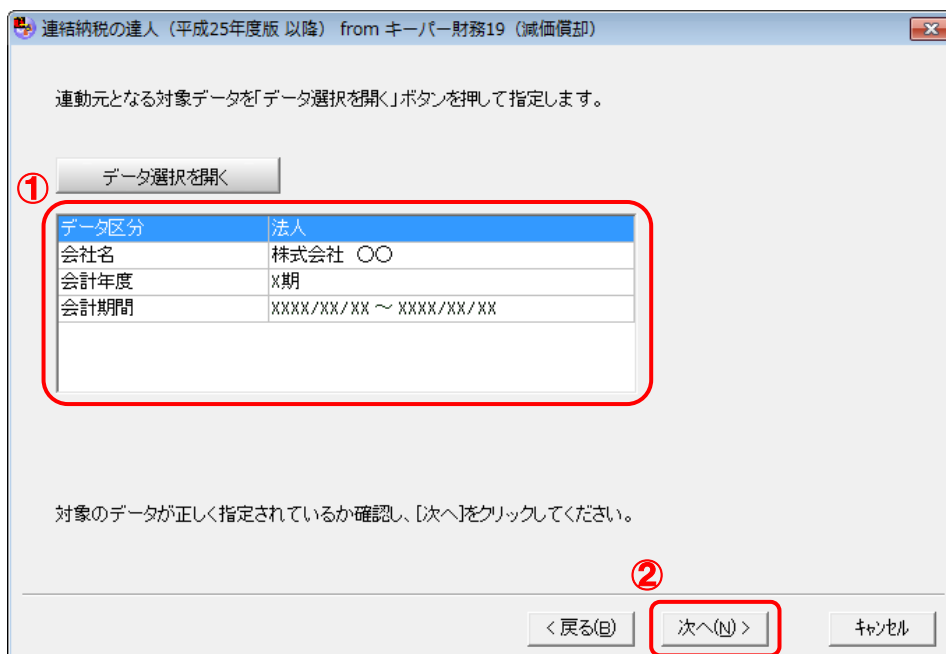
[データ選択] 画面が表示されます。

## 6. 「連結納税の達人[個社処理用]」に取り込む「キーパー財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12:選択]ボタンをクリックします(②)。



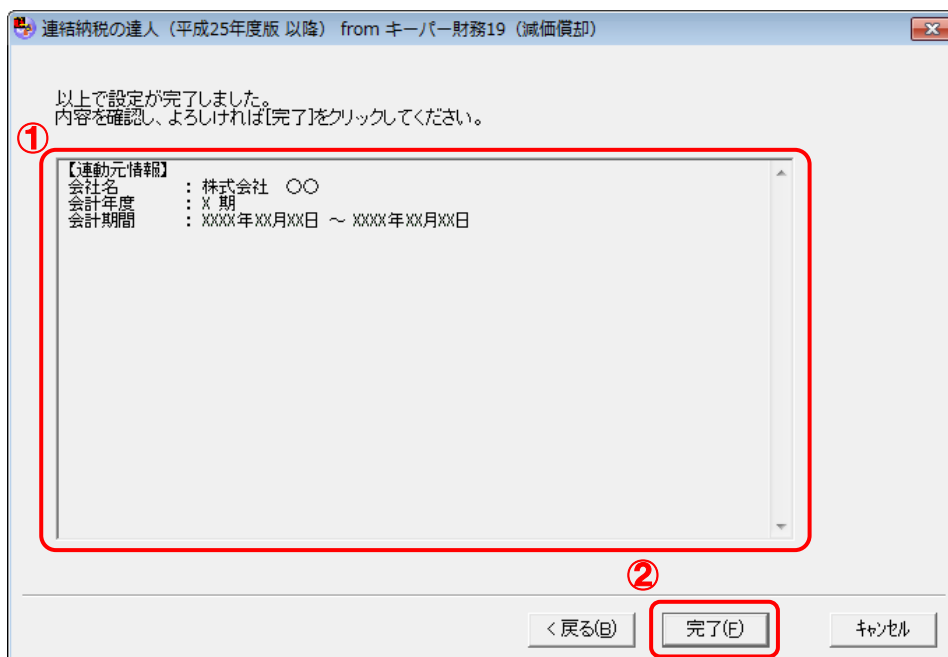
対象データの指定画面に戻ります。

## 7. 対象データを確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



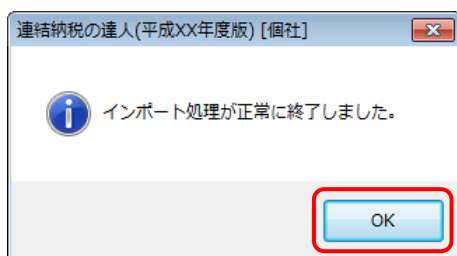
確認画面が表示されます。

## 8. 内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

## 9. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成(中間ファイルの作成)が終了すると同時に、「連結納税の達人 [個社処理用]」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

## パターン②

「キーパー財務」と「連結納税の達人[個社処理用]」が別のコンピュータにインストールされている場合

### 1. Windowsのスタートメニュー[すべてのプログラム]－[達人シリーズ]－[連動コンポーネント]－[連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)]をクリックします。

[ログイン] 画面が表示されます。

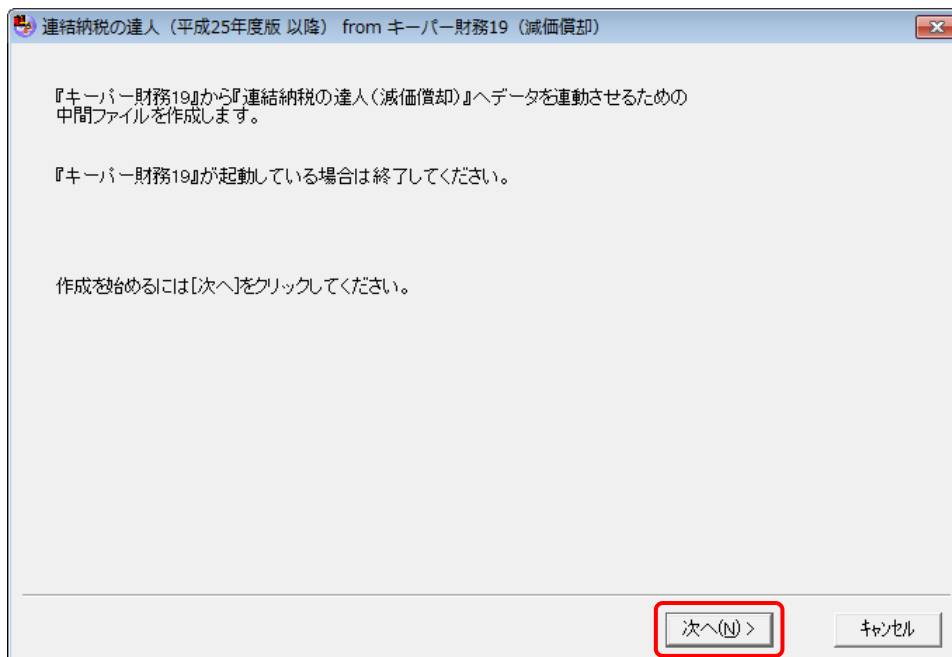
※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] － [達人シリーズ] － [連動コンポーネント] － [連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)] をクリックします。

Windows 8.1の場合は、[アプリ] 画面に表示されている [連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)] をクリックします。

### 2. 「キーパー財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。

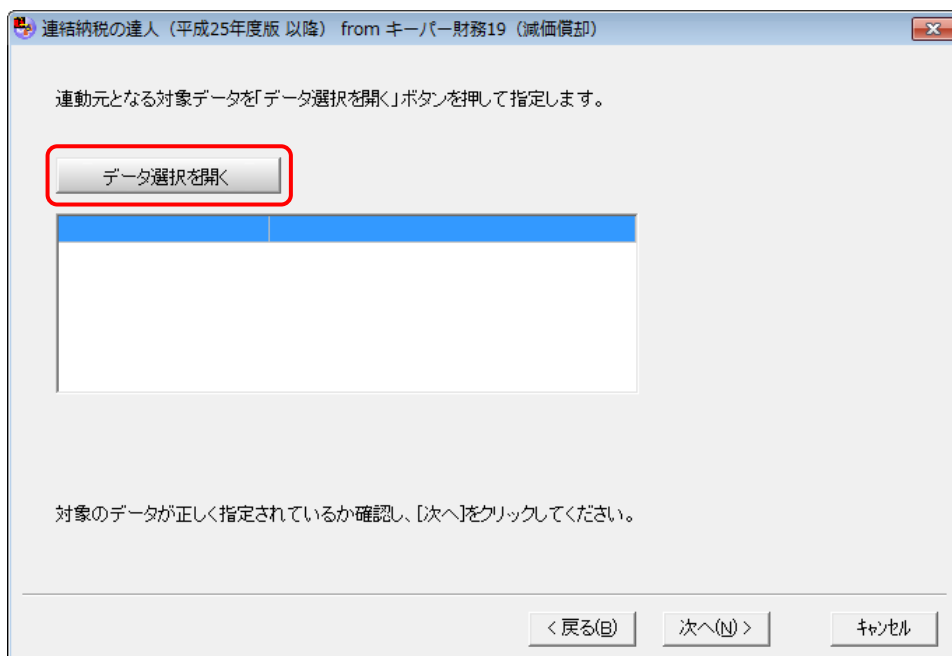
[連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)] 画面が表示されます。

### 3. [次へ]ボタンをクリックします。



対象データの指定画面が表示されます。

### 4. [データ選択を開く]ボタンをクリックします。



[データ選択] 画面が表示されます。

## 5. 「連結納税の達人[個社処理用]」に取り込む「キーパー財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12:選択]ボタンをクリックします(②)。

① 共有データの取得と保管を自動化する

| No. | コード  | データ名    | 会計年度 | 会計期間                    | データフォルダ    | バージョン | 共有 |
|-----|------|---------|------|-------------------------|------------|-------|----|
| 1   | 0001 | 株式会社 ○○ | X 期  | XXXX/XX/XX ~ XXXX/XX/XX | *DATA#0001 | 19版   | 共有 |

② F12:選択

対象データの指定画面に戻ります。

## 6. 対象データを確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

連結元となる対象データを「データ選択を開く」ボタンを押して指定します。

① データ選択を開く

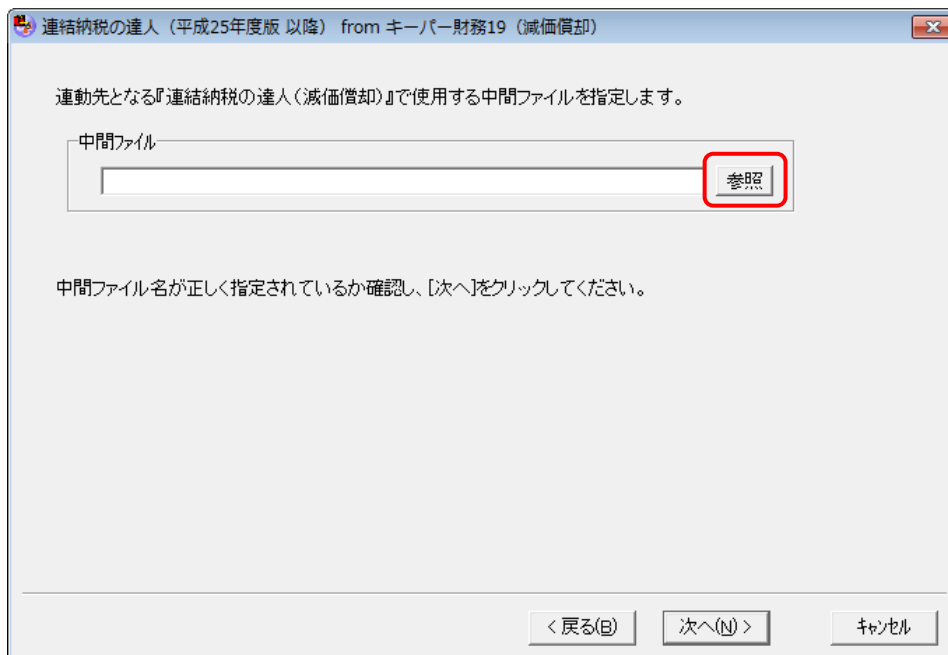
| データ区分 | 法人                      |
|-------|-------------------------|
| 会社名   | 株式会社 ○○                 |
| 会計年度  | X 期                     |
| 会計期間  | XXXX/XX/XX ~ XXXX/XX/XX |
|       |                         |

対象のデータが正しく指定されているか確認し、[次へ]をクリックしてください。

② 次へ(N) >

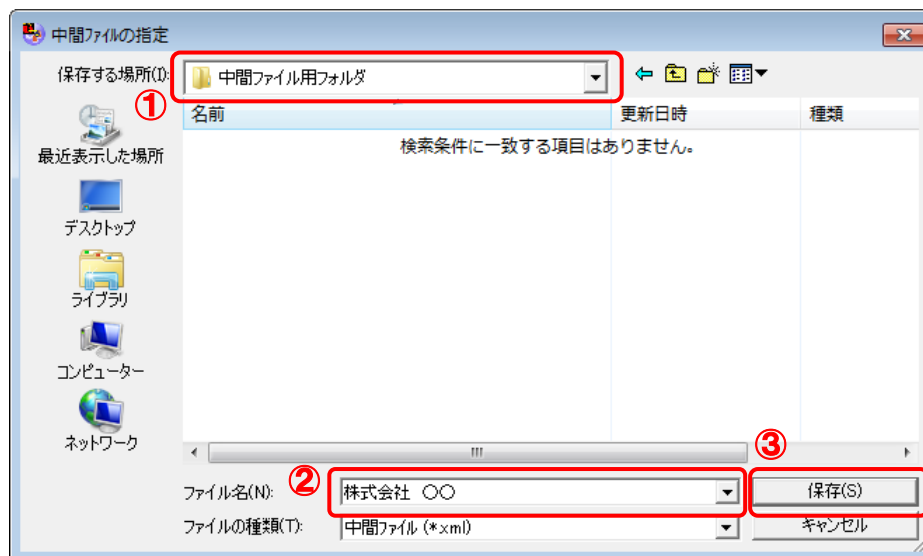
中間ファイルの指定画面が表示されます。

## 7. [参照]ボタンをクリックします。



[中間ファイルの指定] 画面が表示されます。

## 8. [保存する場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



中間ファイルの指定画面に戻ります。

※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

## 9. [中間ファイル]を確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

連動先となる『連結納税の達人(減価償却)』で使用する中間ファイルを指定します。

① 中間ファイル

C:\Users\tatsuzin\Desktop\中間ファイル用フォルダ\株式会社 〇〇.XML 参照

中間ファイル名が正しく指定されているか確認し、[次へ]をクリックしてください。

②

< 戻る(B) 次へ(N) > キャンセル

確認画面が表示されます。

## 10. 内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。

以上で設定が完了しました。  
内容を確認し、よろしければ[完了]をクリックしてください。

①

【連動元情報】  
会社名 : 株式会社 〇〇  
会計年度 : X 期  
会計期間 : XXXX年XX月XX日 ~ XXXX年XX月XX日

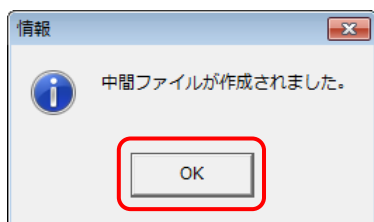
【中間ファイル】  
C:\Users\tatsuzin\Desktop\中間ファイル用フォルダ\株式会社 〇〇.XML

②

< 戻る(B) 完了(F) キャンセル

終了画面が表示されます。

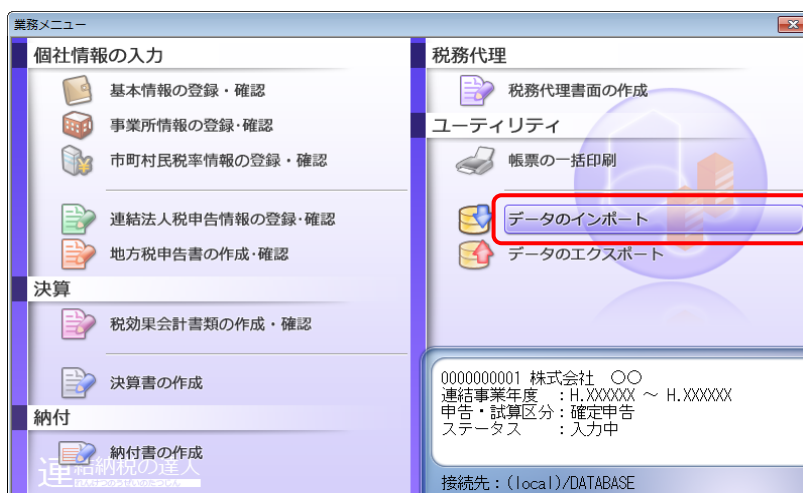
## 11. [OK]ボタンをクリックします。



手順8で指定した「保存する場所」に、中間ファイルが作成されます。

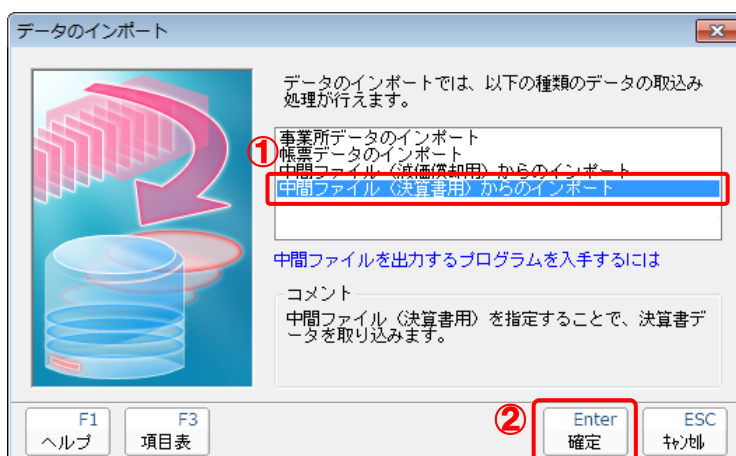
## 12. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「連結納税の達人[個社処理用]」がインストールされているコンピュータに移動します。

## 13. 「連結納税の達人[個社処理用]」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



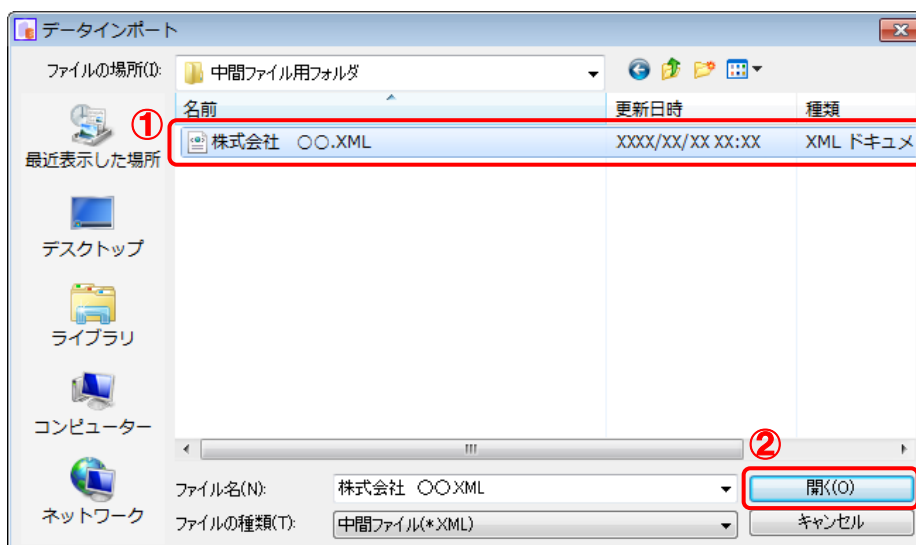
「データのインポート」画面が表示されます。

**14.** [ 中間ファイル( 減価償却用 )からのインポート ]をクリックして選択し( ① )、[ 確定 ]ボタンをクリックします( ② )。



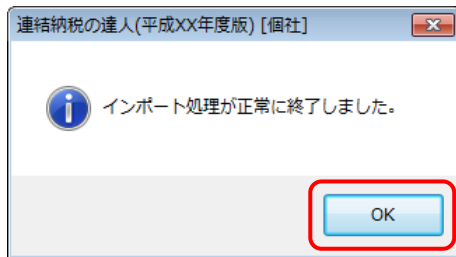
「データインポート」画面が表示されます。

**15.** 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

## 16. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

## 6.連動対象項目

「連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)」では、「キーパー財務」の減価償却よりデータを取り込みます。

### 「キーパー財務」から連動するデータ(連動元)

「キーパー財務」からはメニュー「決算処理」－「減価償却」のデータが連動されます。

The screenshot shows the 'キーパー財務19' (Keyper Financial 19) application. The main menu on the left includes '決算処理' (Financial Statement Processing). The '減価償却' (Depreciation) icon is highlighted with a red box, and a red arrow points from it to the '減価償却' window.

The '減価償却' window displays a table of assets and their depreciation details. The table has columns for 'コード' (Code), '名称' (Name), '科目' (Account), '補助' (Sub-account), '数量' (Quantity), '取得日付' (Acquisition Date), and '取得金額' (Acquisition Amount). The table lists several assets, including '本社ビル' (Headquarters Building), '本社電気設備' (Headquarters Electrical Equipment), '本社役員乗用車' (Headquarters Executive Car), and '光ディスク製造設備' (Optical Disc Manufacturing Equipment).

| コード  | 名称        | 科目    | 補助      | 数量   | 取得日付       | 取得金額       |
|------|-----------|-------|---------|------|------------|------------|
| A001 | 本社ビル      | 建物    | 償却方法    | 耐用年数 | 償却費合計      | 期末未償却      |
| 償却中  |           |       | 旧定額法    | 50   | 540,000    | 20,910,000 |
| B001 | 本社電気設備    | 建物    |         | 1    | XXXX/XX/XX | 5,000,000  |
| 償却中  |           |       | 旧定率法    | 15   | 256,225    | 1,548,177  |
| F001 | 本社役員乗用車   | 車両運搬具 |         | 1    | XXXX/XX/XX | 8,500,000  |
| 償却中  |           |       | 旧定率法    | 6    | 141,950    | 283,050    |
| J001 | 光ディスク製造設備 | 機械装置  |         | 1    | XXXX/XX/XX | 12,600,000 |
| 償却中  |           |       | 200%定率法 | 6    | 367,912    | 733,620    |
| 合計   |           |       |         |      | 1,306,087  | 23,474,847 |

At the bottom of the window, there are buttons for 'ESC:キャンセル' (Cancel), 'F1:ヘルプ' (Help), 'F2:追加' (Add), 'F3:修正' (Edit), 'F4:コピー' (Copy), 'F5:削除' (Delete), 'F6:資産台帳' (Asset Ledger), 'F7:' (Empty), 'F8:印刷' (Print), and 'F12:閉じる' (Close).

## 「連結納税の達人[個社処理用]」に連動するデータ(連動先)

「連結納税の達人[個社処理用]」に連動する帳票は以下のとおりです。次ページ以降の各帳票の網掛け部分が連動対象項目です。

### 別表十六

別表十六(一)

別表十六(二)

別表十六(四)

別表十六(六)

別表十六(七)

別表十六(八)

別表十六(一)

| ① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書                  |    | 事業年度又は連結事業年度 | 法人名 |
|-----------------------------------------------------|----|--------------|-----|
| 資産の種類                                               | 1  |              |     |
| 取得年月日                                               | 2  |              |     |
| 事業の用に供した年月                                          | 3  |              |     |
| 耐用年数                                                | 4  |              |     |
| 取得価額又は製作価額                                          | 5  |              |     |
| 圧縮記帳による積立金計上額                                       | 6  |              |     |
| 差引取得価額<br>(7)-(8)                                   | 7  |              |     |
| 償却額計算の対象となる期末現在の繰上金額                                | 8  |              |     |
| 期末現在の積立金の額                                          | 9  |              |     |
| 積立金の期中取崩額                                           | 10 |              |     |
| 差引繰上金額<br>(10)-(11)                                 | 11 |              |     |
| 損金に計上した当期償却額                                        | 12 |              |     |
| 前期から繰り越した償却超過額                                      | 13 |              |     |
| 合 計<br>(12)+(13)                                    | 14 |              |     |
| 当期分の普通償却額                                           | 15 |              |     |
| 残存価額                                                | 16 |              |     |
| 差引取得価額×5%<br>(9)×5/100                              | 17 |              |     |
| 定額法の償却率<br>(16)-(17)                                | 18 |              |     |
| 算出償却額<br>(16)×(18)                                  | 19 |              |     |
| 増加償却額<br>(21)×増減率                                   | 20 |              |     |
| 合 計<br>(19)+(20)                                    | 21 |              |     |
| 定額法の償却率<br>(16)-(17)                                | 22 |              |     |
| 算出償却額<br>(25)×(26)                                  | 23 |              |     |
| 増加償却額<br>(27)×増減率                                   | 24 |              |     |
| 合 計<br>(23)+(24)                                    | 25 |              |     |
| 当期分の普通償却額等<br>(23)、(24)又は(25)                       | 26 |              |     |
| 特別償却額                                               | 27 |              |     |
| 特別償却額                                               | 28 |              |     |
| 前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額                        | 29 |              |     |
| 合 計<br>(30)+(32)+(33)                               | 30 |              |     |
| 当期償却額                                               | 31 |              |     |
| 償却不足額(34)-(35)                                      | 32 |              |     |
| 償却超過額(35)-(34)                                      | 33 |              |     |
| 前期からの繰越額                                            | 34 |              |     |
| 当期償却不足によるもの                                         | 35 |              |     |
| 積立金取崩しによるもの                                         | 36 |              |     |
| 差引合計翌期への繰越額<br>(37)+(38)-(39)-(40)                  | 37 |              |     |
| 翌期に繰り越すべき特別償却不足額<br>(126)-(280)と(129)と(321)のうち少ない金額 | 38 |              |     |
| 当期において繰り越せる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額                      | 39 |              |     |
| 差引翌期への繰越額(42)-(43)                                  | 40 |              |     |
| 当期分不足額                                              | 41 |              |     |
| 当期分不足額                                              | 42 |              |     |
| 当期分不足額                                              | 43 |              |     |
| 当期分不足額                                              | 44 |              |     |
| 当期分不足額                                              | 45 |              |     |
| 当期分不足額                                              | 46 |              |     |
| 当期分不足額                                              | 47 |              |     |

法 0301-1601

別表十六(二)

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

|                                                        |                                            | 事業年度<br>又は連結<br>事業年度 |  | 法人名 |  |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------|--|-----|--|
| 資産<br>区分                                               | 種 別                                        | 1                    |  |     |  |
|                                                        | 構 造                                        | 2                    |  |     |  |
|                                                        | 細 目                                        | 3                    |  |     |  |
|                                                        | 取 得 年 月 日                                  | 4                    |  |     |  |
|                                                        | 事業の用に供した年月                                 | 5                    |  |     |  |
|                                                        | 耐用年数                                       | 6                    |  |     |  |
| 取得価額<br>償却額計算<br>の基礎となる<br>額                           | 取得価額又は製作価額                                 | 7                    |  |     |  |
|                                                        | 圧縮記帳による積立金計上額                              | 8                    |  |     |  |
|                                                        | 差 引 取 得 価 額<br>(7) - (8)                   | 9                    |  |     |  |
|                                                        | 償却額計算の対象となる<br>期末現在の積立金金額                  | 10                   |  |     |  |
|                                                        | 期末現在の積立金の額                                 | 11                   |  |     |  |
|                                                        | 積立金の期中取崩額                                  | 12                   |  |     |  |
|                                                        | 差 引 積 立 金 金 額<br>(10) - (11) - (12)        | 13                   |  |     |  |
|                                                        | 償却に計上した当期償却額                               | 14                   |  |     |  |
|                                                        | 前期から繰り越した償却超過額                             | 15                   |  |     |  |
|                                                        | 合 計<br>(13) + (14) + (15)                  | 16                   |  |     |  |
|                                                        | 前期から繰り越した特別償却不足<br>額又は合併等特別償却不足額           | 17                   |  |     |  |
|                                                        | 償却額計算の基礎となる金額<br>(16) - (17)               | 18                   |  |     |  |
|                                                        | 差 引 取 得 価 額 × 5 %<br>(9) × $\frac{5}{100}$ | 19                   |  |     |  |
|                                                        | 旧定率法の償却率                                   | 20                   |  |     |  |
|                                                        | 算出償却額<br>(18) × (20)                       | 21                   |  |     |  |
|                                                        | 増 加 償 却 額<br>(21) × 制税率                    | 22                   |  |     |  |
|                                                        | 合 計<br>(21) + (22)又は(18) - (22)            | 23                   |  |     |  |
|                                                        | 平成29年3月31日以前取得<br>の割合                      | 24                   |  |     |  |
| 定率法の償却率                                                | 25                                         |                      |  |     |  |
| 算出償却額<br>(18) × (25)                                   | 26                                         |                      |  |     |  |
| 保 証 率                                                  | 27                                         |                      |  |     |  |
| 償 却 保 証 額<br>(26) × (27)                               | 28                                         |                      |  |     |  |
| 改定取得価額                                                 | 29                                         |                      |  |     |  |
| 改定償却率                                                  | 30                                         |                      |  |     |  |
| 改定償却額<br>(29) × (30)                                   | 31                                         |                      |  |     |  |
| 増 加 償 却 額<br>((26)又は(31)) × 制税率                        | 32                                         |                      |  |     |  |
| 合 計<br>((26)又は(31)) + (32)                             | 33                                         |                      |  |     |  |
| 当期分の普通償却限度額等<br>(23)、(24)又は(33)                        | 34                                         |                      |  |     |  |
| 神は償却特別措置法<br>適用の特例                                     | 35                                         |                      |  |     |  |
| 特別償却限度額                                                | 36                                         |                      |  |     |  |
| 前期から繰り越した特別償却不足<br>額又は合併等特別償却不足額                       | 37                                         |                      |  |     |  |
| 合 計<br>(34) + (36) + (37)                              | 38                                         |                      |  |     |  |
| 当 期 償 却 額                                              | 39                                         |                      |  |     |  |
| 償却不足額 (38) - (39)                                      | 40                                         |                      |  |     |  |
| 償却超過額 (39) - (38)                                      | 41                                         |                      |  |     |  |
| 前 期 からの繰越額                                             | 42                                         |                      |  |     |  |
| 償却不足によるもの                                              | 43                                         |                      |  |     |  |
| 積立金取崩しによるもの                                            | 44                                         |                      |  |     |  |
| 差 引 繰 越 額 へ の 繰 越 額<br>(41) + (42) - (43) - (44)       | 45                                         |                      |  |     |  |
| 翌期に繰り越すべき特別償却不足額<br>(40) - (42) + (43) + (44)のうち(41)金額 | 46                                         |                      |  |     |  |
| 当期において繰り落す特別償却<br>不足額又は合併等特別償却不足額                      | 47                                         |                      |  |     |  |
| 差引翌期への繰越額 (46) - (47)                                  | 48                                         |                      |  |     |  |
| 翌期繰越額                                                  | 49                                         |                      |  |     |  |
| 当期分不足額                                                 | 50                                         |                      |  |     |  |
| 繰越額と繰越不足額との差額<br>(49) - (50)又は(50)のうち(41)金額            | 51                                         |                      |  |     |  |

備考

法 0301-1602

別表十六(二) 平三十・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(四)

① 旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

|                                                      |    | 事業年度又は連結事業年度         | 法人名 |
|------------------------------------------------------|----|----------------------|-----|
| 資産の種類                                                | 1  |                      |     |
| 構造                                                   | 2  |                      |     |
| 細目                                                   | 3  |                      |     |
| 契約年月日                                                | 4  |                      |     |
| 貸貸の用又は事業の用に供した年月                                     | 5  |                      |     |
| 償却額の計算の基礎となる金額                                       | 6  | 外                    | 内   |
| 取得価額又は製作価額                                           | 7  |                      |     |
| 圧縮記録による積立金計上額                                        | 8  |                      |     |
| 差引取得価額(6)-(7)                                        | 9  |                      |     |
| 見積残存価額                                               | 10 |                      |     |
| 償却額計算の基礎となる金額(8)-(9)                                 | 11 |                      |     |
| 旧リース期間定額法を採用した事業年度                                   | 12 | 外                    | 内   |
| 取得価額又は製作価額                                           | 13 |                      |     |
| 上記(12)のうち(11)の事業年度前に換金の額に算入された金額                     | 14 |                      |     |
| 差引取得価額(12)-(13)                                      | 15 |                      |     |
| 残価保証額                                                | 16 |                      |     |
| 償却額計算の基礎となる金額(14)-(15)                               | 17 | 外                    | 内   |
| 取得価額                                                 | 18 |                      |     |
| 残価保証額                                                | 19 |                      |     |
| 償却額計算の基礎となる金額(17)-(18)                               | 20 |                      |     |
| 償却額計算の対象となる期末現在の繰上積立金額                               | 21 |                      |     |
| 積立金の期中取崩額                                            | 22 |                      |     |
| 差引繰上積立金額(20)-(21)-(22)                               | 23 | 外                    | 内   |
| リース期間又は改定リース期間の月数                                    | 24 | ( )月( )月( )月( )月( )月 |     |
| 当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数                              | 25 |                      |     |
| 当期分の普通償却限度額((10)、(16)又は(19))×(25)/(24)               | 26 |                      |     |
| 特別償却限度額                                              | 27 |                      |     |
| 特別償却限度額                                              | 28 |                      |     |
| 前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額                         | 29 |                      |     |
| 合計(26)+(28)+(29)                                     | 30 |                      |     |
| 当期償却額                                                | 31 |                      |     |
| 差引償却不足額(30)-(31)                                     | 32 |                      |     |
| 差引償却超過額(31)-(30)                                     | 33 |                      |     |
| 償却超過額                                                | 34 | 外                    | 内   |
| 償却不足によるもの                                            | 35 |                      |     |
| 積立金取崩しによるもの                                          | 36 |                      |     |
| 差引合計翌期への繰越額(33)+(34)-(35)-(36)                       | 37 |                      |     |
| 翌期に繰り越すべき特別償却不足額((32)-(35))と((32)+(36))のうち少ない金額      | 38 |                      |     |
| 当期において繰り越せる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額                       | 39 |                      |     |
| 差引翌期への繰越額(38)-(39)                                   | 40 |                      |     |
| 翌期への繰越額                                              | 41 |                      |     |
| 当期分不足額                                               | 42 |                      |     |
| 連結繰越再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額(((32)-(35))と(28)のうち少ない金額) | 43 |                      |     |

備考

法 0301-1604

別表十六(六)

① 繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度  
又は連結  
事業年度

法人名

別表十六(六)

| I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書          |                                    |    |   |   |   |
|--------------------------------------|------------------------------------|----|---|---|---|
| 繰延資産の種類                              | 1                                  |    |   |   |   |
| 支出した年月                               | 2                                  |    |   |   |   |
| 支出した金額                               | 3                                  | 円  | 円 | 円 | 円 |
| 償却期間の月数                              | 4                                  | 月  | 月 | 月 | 月 |
| 当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数                 | 5                                  |    |   |   |   |
| 当期分の償却限度額<br>(3) × $\frac{(5)}{(4)}$ | 6                                  | 円  | 円 | 円 | 円 |
| 当期償却額                                | 7                                  |    |   |   |   |
| 差引                                   | 償却不足額<br>(6) - (7)                 | 8  |   |   |   |
|                                      | 償却超過額<br>(7) - (6)                 | 9  |   |   |   |
| 償却超過額                                | 前期からの繰越額                           | 10 | 外 | 外 | 外 |
|                                      | 同上のうち当期損金認容額<br>((8)と(10)のうち少ない金額) | 11 |   |   |   |
|                                      | 翌期への繰越額<br>(9) + (10) - (11)       | 12 |   |   |   |

平三十・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

|             |    |   |   |   |   |
|-------------|----|---|---|---|---|
| 繰延資産の種類     | 13 |   |   |   |   |
| 支出した金額      | 14 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 前期までに償却した金額 | 15 | 外 | 外 | 外 | 外 |
| 当期償却額       | 16 |   |   |   |   |
| 期末現在の帳簿価額   | 17 |   |   |   |   |

法 0301-1606

別表十六(七)

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

|                                     |                         | 事業年度<br>又は連結<br>事業年度 | 事業年度<br>又は連結<br>事業年度 | 法人名 |   |   |
|-------------------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|-----|---|---|
| 資<br>産<br>区<br>分                    | 種 類                     | 1                    |                      |     |   |   |
|                                     | 構 造                     | 2                    |                      |     |   |   |
|                                     | 細 目                     | 3                    |                      |     |   |   |
|                                     | 事業の用に供した年月              | 4                    |                      |     |   |   |
| 取<br>得<br>価<br>額                    | 取得価額又は製作価額              | 5                    | 円                    | 円   | 円 | 円 |
|                                     | 法人税法上の圧縮記帳<br>による積立金計上額 | 6                    |                      |     |   |   |
|                                     | 差引改定取得価額<br>(5) - (6)   | 7                    |                      |     |   |   |
| 資<br>産<br>区<br>分                    | 種 類                     | 1                    |                      |     |   |   |
|                                     | 構 造                     | 2                    |                      |     |   |   |
|                                     | 細 目                     | 3                    |                      |     |   |   |
|                                     | 事業の用に供した年月              | 4                    |                      |     |   |   |
| 取<br>得<br>価<br>額                    | 取得価額又は製作価額              | 5                    | 円                    | 円   | 円 | 円 |
|                                     | 法人税法上の圧縮記帳<br>による積立金計上額 | 6                    |                      |     |   |   |
|                                     | 差引改定取得価額<br>(5) - (6)   | 7                    |                      |     |   |   |
| 資<br>産<br>区<br>分                    | 種 類                     | 1                    |                      |     |   |   |
|                                     | 構 造                     | 2                    |                      |     |   |   |
|                                     | 細 目                     | 3                    |                      |     |   |   |
|                                     | 事業の用に供した年月              | 4                    |                      |     |   |   |
| 取<br>得<br>価<br>額                    | 取得価額又は製作価額              | 5                    | 円                    | 円   | 円 | 円 |
|                                     | 法人税法上の圧縮記帳<br>による積立金計上額 | 6                    |                      |     |   |   |
|                                     | 差引改定取得価額<br>(5) - (6)   | 7                    |                      |     |   |   |
| 当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額<br>( (7) の 計 ) |                         | 8                    |                      |     |   | 円 |

別表十六(七) 平三十・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1607

別表十六(八)

① 一括償却資産の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 法人名 ( )

別表十六(八)

| 事業の用に供した事業年度又は連結事業年度                                             | 1  | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . | (当期分) |
|------------------------------------------------------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
|                                                                  |    | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . |       |
| 同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額                       | 2  | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円     |
| 当期の月数<br>(事業の用に供した事業年度の中間申告又は連結事業年度の連結中間申告の場合は当該事業年度又は連結事業年度の月数) | 3  | 月       | 月       | 月       | 月       | 月       | 月     |
| 当期分の損金算入限度額<br>(2) × $\frac{(3)}{36}$                            | 4  | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円     |
| 当期損金経理額                                                          | 5  |         |         |         |         |         |       |
| 差引 損金算入不足額<br>(4) - (5)                                          | 6  |         |         |         |         |         |       |
| 損金算入限度超過額<br>(5) - (4)                                           | 7  |         |         |         |         |         |       |
| 損金算入限度超過額 前期からの繰越額                                               | 8  |         |         |         |         |         |       |
| 同上のうち当期損金認容額<br>(6) と (8) のうち少ない金額                               | 9  |         |         |         |         |         |       |
| 翌期への繰越額<br>(7) + (8) - (9)                                       | 10 |         |         |         |         |         |       |

平三十・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1608

## 7.アンインストール方法

「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



### 注意

アンインストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

### 1. Windowsのスタートメニュー[コントロールパネル]をクリックします。

「コントロールパネル」画面が表示されます。

※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートボタンを右クリックし、表示されるメニューから「コントロールパネル」をクリックします。

Windows 8.1の場合は、「アプリ」画面に表示されている「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」を右クリックし「アンインストール」をクリックし、手順3に進みます。

### 2. 「プログラムのアンインストール」をクリックします。

「プログラムのアンインストールまたは変更」画面が表示されます。

※ 「コントロールパネル」画面をアイコン表示にしている場合は、「プログラムと機能」をクリックします。

### 3. 「連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)」をクリックして選択し、「アンインストール」をクリックします。

確認画面が表示されます。

### 4. 「はい」ボタンをクリックします。

終了画面が表示されます。

### 5. 「OK」ボタンをクリックします。

以上で、「連結納税の達人（平成25年度版 以降）fromキーパー財務19（減価償却）」のアンインストールは完了です。

## 8.著作権・免責等に関する注意事項

- 「連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は株式会社シスプラに帰属するものとします。
- 「連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)」の複製物(バックアップ・コピー)は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- 「連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及び株式会社シスプラは一切の賠償の責任を負いません。
- 「連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- 「連結納税の達人(平成25年度版 以降)fromキーパー財務19(減価償却)」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。



---

**連結納税の達人(平成25年度版 以降)**  
**fromキーパー財務19(減価償却) 運用ガイド**

平成31年2月15日初版

---